



特集
子どもの虐待



広報
ひこね

2005
7/1

あなたの描く彦根市の未来図は？

**10 彦根市総合発展計画
審議会委員を募集**

**11 はーとふるメッセージ2005
作品募集**

作文、標語、ポスターで、あなたの思いを届けてください

12 指定管理者制度を導入します
民間事業者、NPO法人なども、
公共施設の管理ができるようになります

**14 市役所が取り組む
CS(市民満足度)向上運動**
～心づかいの電話対応～

**15 国民健康保険、老人保健の皆さん
医療費の負担額の減額制度を
ご存じですか**

**17 新海浜水泳場
今年は開設しません**

- 1. 人権が尊重され、誰(だれ)もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
- 3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
- 4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
- 5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり



子どもに優しいしつけ

彦根市児童虐待防止ネットワーク委員長
名古屋大学医学部 助教授
吉田久美子さん

子どもへの虐待

子どもへの虐待は、彦根市においても増加の一途をたどっています。虐待の増加は、社会全体が持つ、子どもを育てる機能の低下が原因だと考えられます。その背景に、近年の都市化や核家族化のほか、地域における人のつながりの希薄化などがあります。

これら事実を、虐待が、どのまちでも、どの家庭にも起こる可能性があることを意味しています。

今回は、彦根市児童虐待防止ネットワーク委員長の吉田久美子さんに「しつけ」と「虐待」について、その違いやしつけの方法についてお話を伺いました。また、主任児童委員さんに、地域における主任児童委員の役割について紹介していただきました。

虐待は子どもの命を脅かすものです。子どもの心身の成長と人格の形成に影響を与えるとともに、次の世代にも引き継がれるおそれもあるため、早期に発見し、対応しなくてはなりません。

問い合わせ先 困児家庭課 231959
0番 FAX 2611768番

虐待の現状

子どもへの虐待は、年々増加の傾向にあり、彦根市では平成16年度の1年間に46件の虐待事例が報告されました。虐待者の内訳は、実の母親が54%、実の父親が31%と、実の親が多いことが特徴です。

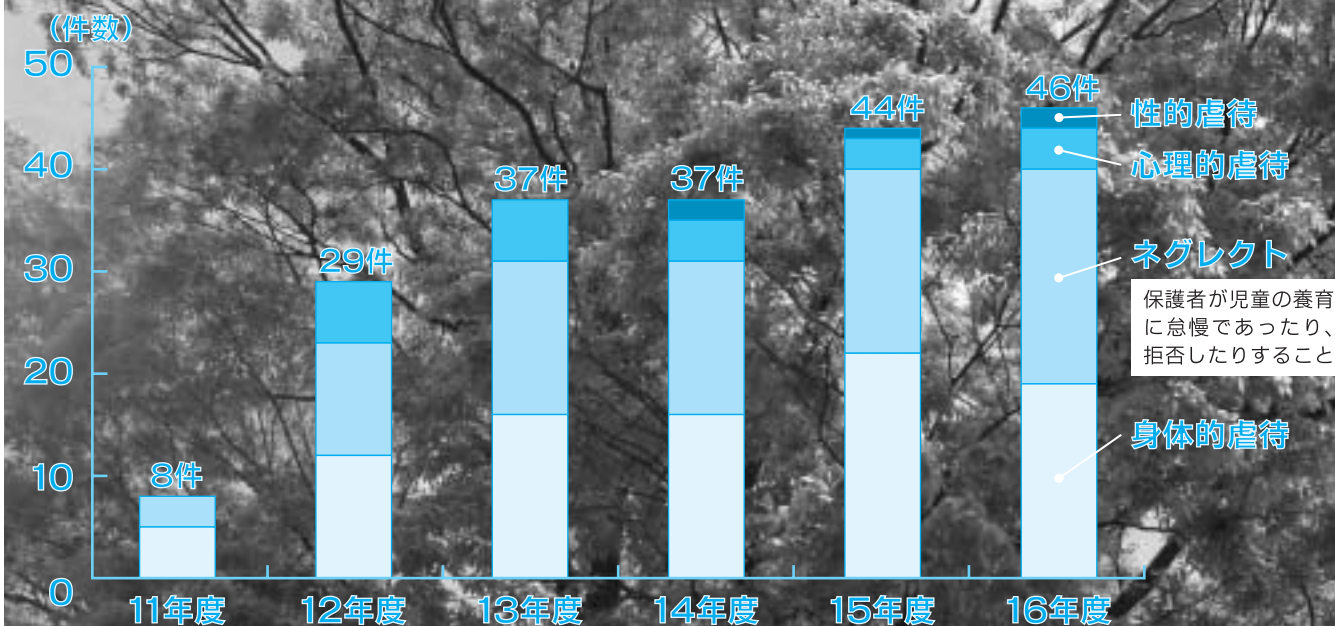
高度経済成長期以降、核家族化が進み、さらに地域の関係が希薄になった現在、子育てに親以外の大人が接する機会が極端に減ってしまいました。その結果、子どもの親、特に母親が子育ての大部分の責任を背負うことになってしまったのです。そのことを重荷と感じている母親もいるはずです。

「しつけ」と「虐待」

子育てでは「しつけ」という言葉が使われることがあります。しつけとは、本来は礼儀作法を身につけさせることですが、現在ではもっと広い意味で、食事や排せつの練習から、社会生活を送るための基本的なルールの習得などにも使われています。もちろん暴力を振るうなど、行き過ぎたしつけは虐待となります。

しつけには2種類の方法があります。しつけには「力によるしつけ」と「言葉で導くしつけ」です。「力によるしつけ」は、大きな声で叱ったり、子どもの

彦根市における
児童虐待件数の推移



体を叩いたりすることです。子どもをしつけに「力によるしつけ」を使う人もいると思います。そのときのことを少し思い出してみてください。子どもを叩いたときに、「忙しいときのだろ」とか、どうして分らないのだから」といった親の一方的な気持ちはなかったでしょうか。感情の入ったしつけは、子どもに恐怖を感じさせ、親の言ったことを理解させることにはなりません。

「しつけ」か「虐待」かは、子どもがどう受け取ったかで決まります。子どもがどう受け取ったかを読み取るようにしましょう。しつけの内容が子どもに理解できず、恐怖を与えるものであれば、それは虐待の可能性があります。子どもを理解しようとする愛情を持ってあげれば、間違っただけをしつけをしたことがあっても、そのことを謝ることや本音を子どもに伝えることで、子どもとの関係の修正はできます。

子どもに優しいしつけ

それでは、どうやって子どもに教えるべきなのか。その方法の一つが「言葉で導くしつけ」です。

「言葉で導くしつけ」では、子どもがなにか失敗したときに叱るのではなく子どもと話をします。「なにが悪かったのか」「自分がされたらどう感じるのか」「どうすればいい

のか、会話の中で子ども自身が気づくように導くことが大切です。「子どもは口で言っても分らない」というのは大人の誤った思い込みです。子どもの視線で、子どもに分かる言葉で説明すれば、親の気持ちは必ず子どもに伝わります。叱るばかりがしつけではありません。しつけとは、子どもが社会で生きていくための多くのことを学んでいくことなのです。そして、親の役割は子どもが学ぶことをサポートすることです。丁寧に説明し、子どもを導く、優しいしつけをしましょう。そして、それが子どもにどう伝わったかを確認してみてください。

よい親子関係

虐待は親子の関係がうまく築けていないために起こります。しかし、愛情があればこうした関係も良い方向に進ませることが出来ます。子どもが小さいうちは、親子が信頼しあえる関係づくりに努めましょう。

そのために、まずは子どもができないことを探すのではなく、できることを誉めてあげるようにしましょう。誉めてもらえれば子どもは自信を持ちます。子どもの言葉に耳を傾けましょう。自分のことが分かってもらえれば子どもは安心します。そうやって少しずつ信頼関係を築いていくことが大切なのです。

児童虐待をなくすためのネットワーク

虐待の種類

子どもへの虐待を誘発する要因は主に次の4つがあります。
親自身が虐待を受けて育ったなどの、保護者自身に要因がある場合があります。
夫婦の不仲や、経済的に困窮しているなど、家庭の状況に要因がある場合です。
親族関係や近所付き合いが少なくなるなど、社会からの孤立に要因がある場合です。
泣きやみにくい、なだめにくいなど子ども自身の性格などに誘発される場合です。

実際の虐待では、これらの要因が複雑に絡みあって発生します。
虐待を防ぐ対策チーム

彦根市では、子どもへの虐待を早期に発見し、児童、保護者への支援を行うために、彦根市児童虐待防止ネットワークを設置しています。このネットワークは彦根市や、彦根子ども家庭相談センターなどの行



彦根市児童虐待防止ネットワーク会議

子どもたちが笑顔で暮らせるために

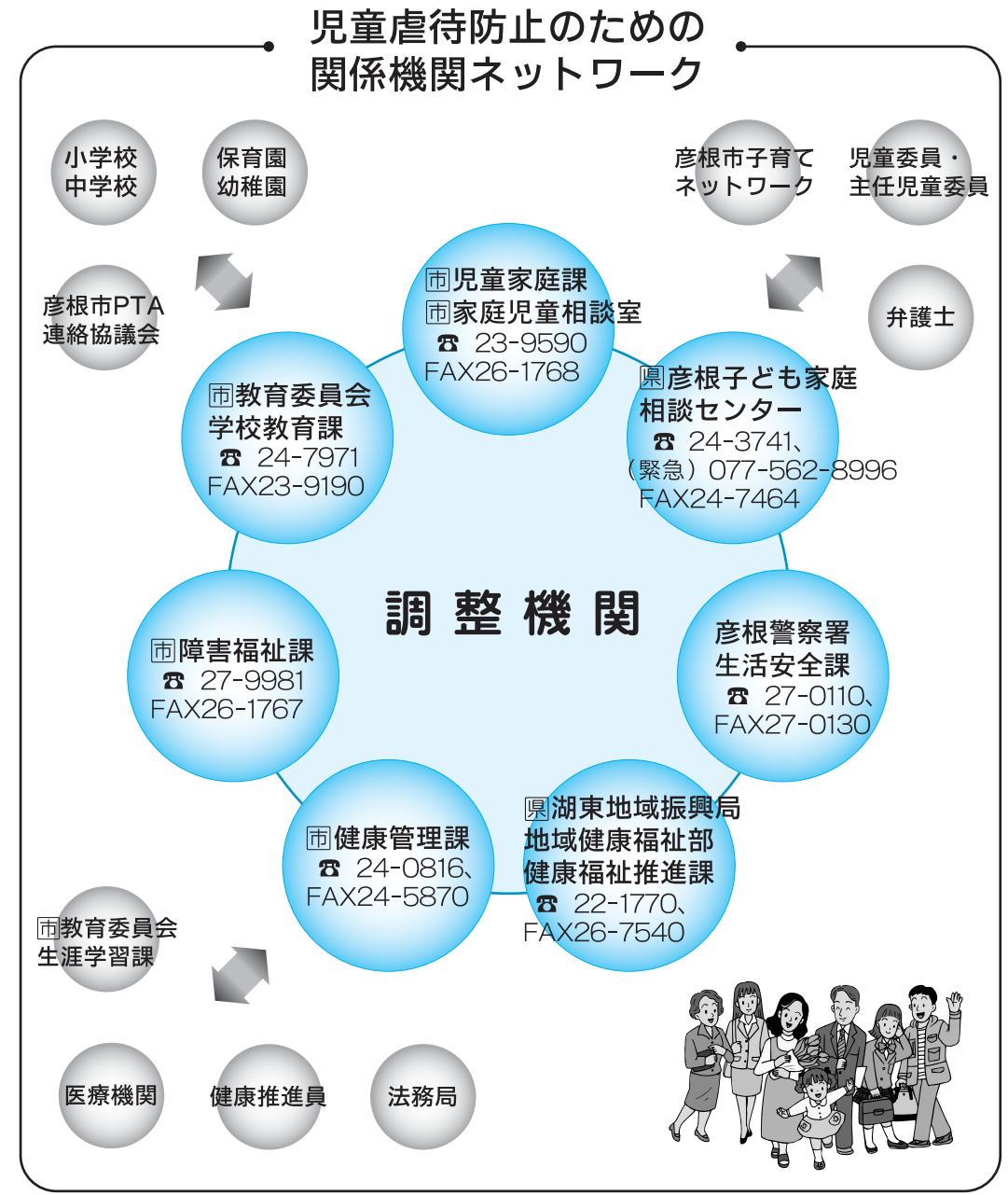


彦根市主任児童委員 土田千束さん(後三条町)

主任児童委員制度は、地域の児童福祉全般に関して支援するために、平成6年に設立され、市内で29人が委嘱されています。私は主任児童委員になって12年になりますが、学校の登下校や、夏休みのラジオ体操など、子どもの集まる場所にはできるだけでかけるようにしています。このほか、民生・児童委員と協力して子育てひろばなどを開いています。

また、地域の子どもや、子育て中のお母さんの相談を聞くことも大切な役目です。話を聞くことで母親の悩みを共有し、アドバイスもできるからです。虐待件数の増加など、子どもと母親を取り巻く現在の状況は複雑です。主任児童委員であっても、最初からなんでも話してもらえないわけではありません。

政機関のほか、学識経験者、学校や幼稚園・保育園、彦根市民生委員児童委員協議会連合会など、20人の委員で構成されています。ネットワークでは2か月に1回の



子どもの健やかな成長のために

虐待が子どもに与える影響

虐待を受けることは、子どもの成長に大きな影響を与えます。身体的な虐待では、内出血や骨折、窒息、火傷などのけがなどが見られ、ときとして死に至ることがあります。親の虐待によって、無視されたり、言葉の暴力を受けた子どもは、自分自身の存在を否定し、過度の不安や、おびえ、うつ状態、無反応、強い攻撃性などの精神症状を引き起こすことがあります。

また、保護者によるネグレクトを受けた子どもには発育不全が認められる傾向があります。特に乳幼児においては、栄養障害による脱水症や、衰弱死などの危険性が高まります。児童虐待は、いつでもどこでも、誰でもが会つ可能性があります。学校や地域で、子どもの様子や、保護者の様子に「虐待かも」と感じたら、少しでも早く関係機関に相談してください。児童虐待では、状況が急速に悪化することがあり、初期の対応が、子どもと親のその後の生活に大きく影響します。



地域ぐるみで見守りや声かけを (写真はイメージです)

- 「子どもの虐待かも」と感じたり、発見した時は、次のところに相談・通告してください。
- 彦根子ども家庭相談センター
2413741番 月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 虐待ホットライン 077156218996番(24時間対応)
- 児童家庭課(家庭児童相談室)
2319590番 月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602
7月の休館日:4月・11月・19日・25日

8月 27日(土) 19:00~
「及川浩治 vs 近藤嘉宏
ピアノ・デュオ リサイタル」
昨年のソロリサイタルの記憶も新しい及川浩治が、今年には近藤嘉宏との2台のピアノ演奏を披露。激情のピアニスト「動」の及川とピアノ界の貴公子「静」の近藤。対極の個性を持つ2人がいかに融合し、曲をつくり上げていくのか?
指定 3,500円 【好評発売中】

9月 6日(火) 18:30~
森山直太郎 コンサートツアー 2005
「君は五番目の季節」
・窓口販売:午前9時から
・電話予約:午前10時から(窓口販売で残席がある場合のみ)
発売初日は窓口販売・電話予約ともにお一人様2枚まで
指定 5,775円 【7月3日(日)発売開始】

ひこね市民大学講座 ※詳細は「広報ひこね」4月15日号をご覧ください。
① 7月16日(土) 14:00~ 「富士山から日本を変える」 野口 健(登山家)
② 8月20日(土) 14:30~ 「福祉は我が家から」 西川きよし(タレント)
③ 10月15日(土) 14:00~ 「権力の道化」～「変革を迫られる日本」 櫻井よしこ(ジャーナリスト)

彦根城博物館能舞台
7月 23日(土) 18:00~
夕涼み 狂言に親しもう
☆演目・出演:大蔵流 狂言 [柿山伏] 茂山逸平
[空 腕] 茂山千五郎
[長 光] 茂山七五三
指定 A席2,500円 B席2,000円【好評発売中】
※入場券販売所:ひこね市文化プラザチケットセンター

みずほ文化センター
9月 10月8日(土) 18:30~
「楊興新胡弓リサイタル」
with 高木充江(ソプラノ)
自由 2,000円(当日は500円増) 【7月17日(日)発売開始】

マーク:託児サービスがあります。(要予約)
マーク:公演終了後、彦根駅行き・南彦根駅行きの臨時バスの便があります。

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200

市民体育センター ☎23-2293 FAX 23-2294
7月の休館日:5日・12日・19日・26日

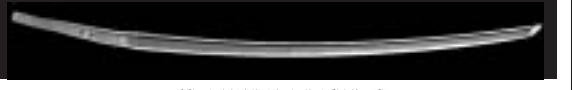
7月 17日(日) 13:30~16:00
フレッシュスポーツデー
☆広々とした第1競技場を使って、だれでも楽しくできるニュースポーツを紹介します。
☆予定種目:ビーチボール(写真)・ダブルダッチ・ティーボール ほか
☆参加費:小学生以上1人200円(当日、受付でお支払いください。)
※運動のできる服装で、体育館シューズを持ってご参加ください。

彦根城博物館 ☎22-6100 FAX 22-6520
7月20日(水)~23日(土)は展示替えのため、展示室を一部閉室しています。

開館時間 8:30~17:00(入館は16:30まで)

テーマ展 ~7月20日(水) 「花鳥画の世界」
日本絵画の画題のなかで、重要なジャンルの一つである花鳥画を、井伊家伝来資料を中心に紹介します。

7月24日(日)~8月22日(月) 特別協力 林原美術館
「岡山・林原美術館の名宝
—国宝の太刀と大名道具—」
国宝の太刀「吉房」と「長光」の2口を含む備前の名刀から、大名家に伝来した甲冑や調度品まで、岡山・林原美術館の選りすぐりの名品を紹介します。



▲国宝 太刀 銘 備前国長船住左近将監長光造(林原美術館蔵)

企画展 7月30日(土) 企画展講演会「備前刀の魅力を語る」
13:00~ 日本刀製作ドキュメンタリー
記録映画「匠」ビデオ上映会
14:20~ 講演 講師:大野義光さん(刀鍛冶)
会場:本館講堂 ※事前申込は不要です。

ギャラリートーク 観覧料が必要です
「岡山・林原美術館の名宝—国宝の太刀と大名道具—」
8月6日(土) 14:00~15:00
※事前申込は不要です。当日館内講堂にお集まりください。
解説:本館学芸員 坪内広子(つぼうちひろこ)

常設展の名品
~7月19日(火) 紫色のガラスを被せた
紫被せ徳利 薩摩切子の優品。
7月21日(水)~8月25日(木) 大坂夏の陣図
大坂夏の陣若江(わかえ)合戦での井伊家の部隊の活躍を描いた屏風。

子どもセンター ☎28-3645 FAX 28-3645
7月の休館日:4月・11月・19日・20日・25日

7月 7日(木) 19:00~21:30 【悪天候の場合は中止】
天体観望・特別編 「七夕 晴れたらいいね」
☆梅雨空に隠れてなかなか見えない「織り姫と彦星の一年に一度のデート」を、簡単な天体観測方法で観察します。
☆参加費:300円 ※小学3年生以下は無料
※開催当日、16:30以降に開催の有無をお問い合わせのうえご来館ください。

7月 29日(日) 19:00~21:30 【悪天候の場合30日(土)】
第2回天体観望 「はくちょう座 61番星」
—夏の大三角の周りは「星の標本箱」—
☆20cm・30cm天体望遠鏡やプラネタリウムなどを使い、SF小説で有名な「はくちょう座61番星」を実際に探し観望するとともに、「夏の三角」からたどる星座の探し方や、周りに点在する重星や星雲・星団の観望を合わせて行います。
☆参加費:300円 ※小学3年生以下は無料
※開催当日、16:30以降に開催の有無をお問い合わせのうえご来館ください。

とよきの玉手箱

博物館からのメッセージ

「鉄三郎様御前髪被為執候一巻」表紙
本文冒頭部分
彦根城博物館蔵

昔の人のミステイク

写真の古文書は、博物館で開催している教室「古文書のみかた(初級)」で今年度のテキストとして使っている史料です。表紙には、中央に「鉄三郎様御前髪被為執候一巻」という標題と、その右に「文政三辰年十一月十六日」という日付が記されています。

被為執候一巻」という標題と、その右に「文政三辰年十一月十六日」という日付が記されています。

政3年(1820)に前髪を執つた際の記録のようです。文政3年ごろの鉄三郎という人物、それも「様」という敬称をつけて呼ばれた人となると、井伊直弼と想定できます。直弼はこのとき数え年で6歳、「前髪執り」が何を意味するのかはつきりませんが、子どもの成長段階にあわせて行つた儀礼のようです。

内容を見ていくと、冒頭の16日の部分には、鉄三郎様が年ごろになったので前髪執りをする事になり、家臣の内藤権平がこの祝儀の御用係を勤めるよう命じられたと記されています。ついで、準備のやりとり、家族からの祝儀品のリスト、16日の儀式当日の式次第へと続きます。

ところが、人物関係や表記の意味するところを考えながら読み進めていくと、疑問点が出てきました。祝儀の品を贈る家族のなかに、真つ先に贈り物をするはずの父直中が出てきません。また、「若殿」(藩主の世継ぎ)はこの時期には該当する人物がいはいはずなのに、なぜか登場しています。

さらに、先例を参考にしして支度するよう指示したなかに、文政9年(1826)の勝之介(鉄三郎のすぐ上の兄)の例にならうようにとあります。つまり、鉄三郎の一件は文政9年よりも後のはずであり、表紙の年代と食い違っています。

そこで、彦根藩士の履歴史料「侍中由緒帳」から内藤権平の部分を見たところ、天保3年12月26日に鉄三郎様御前髪御用を勤めてこほつびを受け取っていました。元号だけは異なりますが同年月日です。成人式にあたる元服では前髪を取り去って大人の髪型に変えるため、元服のことを「前髪執り」と呼んだのでしよう。天保3年(1832)なら鉄三郎は数え年で18歳、父直中は前年に死去しており、内容とも一致します。

つまり、元服の儀式が終わって、その一件を冊子にまとめた際、表紙に「天保」と書くべき元号を文政と誤ってしまったのでしよう。その理由は定かではありませんが、天保3年も干支は同じ辰年なので、間違いやすかつたのは確かです。

この文書は体裁の整つた公的な文書なので、つい信用してしまひそうになります。昔も今も人のすることに完璧はないので、こうした文書を読むときも、最初からすべてを信用するのではなく、検証しながら読むことが大切でしょう。

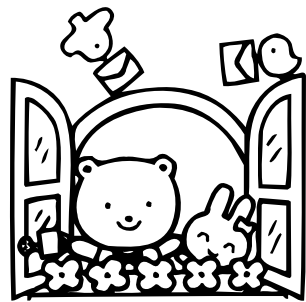
(彦根城博物館学芸員 野田浩子)

人権の大切さを訴える
作文・標語・ポスター

「身近な人権にかかわるいろいろな思いや話」「人権について考えるようになったきっかけや体験談」「地域や職場・学校など、人とのふれあいの中で感じたこと」「普段の生活の中でやさしい気持ち・温かい気持ちになったこと」「差別のない明るいまちづくりを目指して実践していること」……など、あなたのメッセージを作文・標語・ポスターにして届けてください。

作文 800字以上1200字以内
(作文、感想文、詩、エッセイ、手紙など、表現方法は自由)
標語 用紙は自由
ポスター 38cm×54cm(四つ切の大きさ)の画用紙などに、人権啓発のメッセージを入れてください。(用紙の向きは自由)

はーとふるメッセージ2005



応募資格 市内に在住・在学・在勤の人
応募の決まり 作品には必ず「題名、住所、名前(ふりがな) 電話番号」を書いてください。市内の小・中学校、高等学校、事業所などを通じて応募する人は、学校名または事業所名も書いてください。応募点数は、各部門ごとに1人1点とします。
応募作品は未発表のものに限り、原則として返却しません。入賞作品は、主催者に帰属するものとします。また、彦根市ホームページへの掲載や啓発パネルの作成に際して、作品の一部を修正することがあります。
表彰 各部門ごとに特選・入選それぞれ若干人を表彰します。
応募期限 12月9日
応募・問い合わせ先 人権政策課(〒522-8501) 30-6115、FAX22-1398

聞いて見て「城下町彦根の文化財」
—今年はどこ彦根城—

内容 彦根城に施された様々な工夫を現地を見学しながら再発見しましょう
対象 彦根の歴史や文化に興味がある小学生以上の人(小学生は保護者同伴)
原則として3回通して参加できる人を募集しますが、定員に満たない場合は1回ごとの参加も受け付けますので、お問い合わせください。
定員 50人(先着順)
参加費 無料
申込期限 7月15日(必着)
日程・各回の内容 表のとおり
集合場所 いずれも市民会館(尾末町)

回	日 時	内容
1	7月23日(出) 9:30~12:00	彦根城の縄張り(設計)と石垣
2	8月27日(出) 9:30~12:00	彦根藩の表御殿(現彦根城博物館)と2つ下の下屋敷(玄宮楽々園、お浜御殿庭園)
3	10月1日(出) 9:30~12:00	彦根山の樹木など

申込・問い合わせ先 電話・はがき・ファクスで 名前(在学の時) 学年 住所・電話番号 参加を希望する回を教育委員会文化財課(〒522-0001 尾末町1-38) 26-5833、FAX26-5899へお知らせください。教育委員会ホームページhttp://edu.city.hikone.shiga.jp/でも申し込みます。

インド ハイデラバッド市へのスタディツアー

内容 彦根市国際協会が友好関係を結んでいるインド ハイデラバッド市へのスタディツアー。現地大学の日本語学科学生との交流や、遺跡・史跡を見学し、インドへの理解を深めます 実施期間 9月11日~同18日(8日間) 訪問地 インド ハイデラバッド市とその近郊 参加資格 市内在住の大学生 定員 5人(申込者多数の場合は面接で選考) 参加負担金 16万円程度 申込期限 7月15日 申込方法・問い合わせ先 彦根市国際協会事務局(市民会館1階 市民・国際交流サロン内)にある申込用紙に必要事項を記入し同協会 22-1411(内線590)へ

夏休み親子施設見学会



日時 1回目 7月29日
2回目 8月9日 いずれも7:20集合~16:00ごろ解散 見学施設 市役所 彦根総合地方卸売市場 国立印刷局 消防本部 子どもセンター《昼食》 園

清掃センター 園視覚障害者センター(2回目は園東北部浄化センター) 市役所 マイクロバスを使用 持ち物 弁当、水筒、筆記用具、帽子、敷物など(カメラ持参自由) 対象 市内在住の小学生(3~6年生)とその保護者 定員 各回50人(先着順) 参加費 無料 受付期間 7月4日 からそれぞれの実施日の前日まで(ただし、定員になりしだい締め切ります) 申込方法・問い合わせ先 電話で企画課 30-6117、FAX22-1398へ

はーとふるメッセージ
2004

特選作品紹介
第3回

校名・学年は、いずれも応募時のものです。

作文・中学生の部

お年寄りから
学んだこと

立川美也さん
(彦根中学校3年)

先日、実施された福祉体験学習で、私は「デイサービスセンター」に行きました。
体験するまでに、たくさんのお話を聞いたり、認知症の方への対応の仕方を学びました。
しかし、当日、実際に体験をしてみると、思った以上に大変で、不安なことがかりました。
九時頃、一番早い人が来られました。私は元氣よく、笑顔で「おはようございます」といって、たつもりました。しかし、私の方を見てもらえないし、当然返

事もありませんでした。私は、不愉快な思いをさせてしまったのかと思い、とても不安になりました。
その時、そのおばあさんが、私にこう言われました。
「私は、昨年脳梗塞で倒れてから、右耳、右目が、とても不自由なのよ。右目は聞こえないし、右目は見えないの。だから、初対面の人には、私が無視をしているのだと思って、おこられるの。もし、話しかける時は、左の方でしてね。」
この言葉で、私の不安は、取り除かれました。無視をしなくていいのじゃない、本当は、もっと普通に、お話したい。そう訴えかけられているような気分でした。
また、緑内障でほとんど目の見えていない方は、「本当は手術をして、昔のように見えるようになってほしいけど、

手術は危険だし、もし家族に迷惑をかけてしまう結果になった場合、申し訳ないし、迷惑かけたくないから、手術はしないって決めているの。」
私が体験学習で出会ったお年寄りの方たちは、自分の事より、つねに周りの人の事を考え、自分の気持ちをあさえる優しい人たちばかりでした。
私を含めて、今の社会の大部分の人たちは、まず最初に自分の意見を通そうとしていると思います。そのため、傷つく人や犠牲になる人も多いのではないのでしょうか。もし、自分の意見を通す事を、第一に考えるより、周りの人たちの考えを優先するようにすれば、犠牲になったり、傷ついたりする人は、減少すると思います。
今回の福祉体験学習を通し、周りの人の事を考える事、我慢

をする事も必要だという事を学びました。
私たちが、体験学習を終えるとき、たくさんのお年寄りの方が、涙を流してくれました。その時、本当に今日一日、このデイサービスセンターで体験ができてよかった、と思いました。
私は将来、看護師や福祉の関係の仕事に就きたいと思えます。だから、今回の体験は、私にとって、とてもいい機会になりました。
また、今後の生活にも、生かしていききたいです。

選評
体の不自由なお年寄りの方々と心を通い合わせたいという思いのもと福祉体験を行うことにより、お年寄りの「自分のことより、常に周りの人のことを考え、自分の気持ちをあさえる」優しさを感じています。自分を含めた今の社会の在り方に目を向け、お年寄りの姿勢から学んだ「優しさ」を生かしていくという強い思いが伝わってきます。

標語・小学生の部

八木友莉彩さん
(高宮小学校3年)

「大好きだよ。」
そのひと言が
はげましく

滋賀県レイカディア大学第28期学生

レイカディア大学とは 高齢者の皆さんが新しい知識や教養、技術を身につけ地域の担い手となるための生涯学習の場です 学習内容 人間理解・郷土理解・社会参加・学校行事の必修講座と園芸・陶芸・文芸・生活科学・スポーツレクリエーションの選択講座 場所 次の2校から選択 米原校(米原市下多良2-137 園文化産業交流会館内) 草津校(草津市笠山七丁目8-138 園長寿社会福祉センター内) 学習期間 10月から2年間 応募資格 県内在住で昭和20年10月1日以前に生まれた人 授業料 年間16,000円 このほかに教材費などが必要です 応募期限 7月20日 申込方法・問い合わせ先 応募用紙(市役所1階受付、福祉保健センター2階、支所・各出張所、各地区公民館にあります)に必要事項を書いて、園介護福祉課(福祉保健センター2階) 23-9660、FAX26-1768へ

「ひこね文芸」第24号作品

募集部門・規定 短歌(1人3首、必ず専用の応募用紙で) 俳句(1人5句、同) 川柳(1人5句、同) 冠句(題「秋の味」「名月に」「流暢な」合わせて1人5句、同) 詩(1人1編、縦書きの400字詰め原稿用紙2枚以内) 随筆・評論(1人1編、同3~5枚、ワープロ可) 小説(1人1編、同5~7枚) 応募用紙はそのまま印刷原稿とするので楷書で明確に書いてください 部門ごとに用紙を改め、部門名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を各用紙に書いてください。また、封筒にも部門名を明記してください。 いずれも未発表のものに限ります 応募原稿は返却しません 募集要項と応募用紙は、市立

「明くる住みよいまちづくりのために何かしたいけれど、何が必要とされているのだろう、自分に何が出来るだろう」、「地域のコミュニティ活動に貢献したいが、何か取り組めばいいのかわからない」...そんな思いを抱いている皆さんに、ぜひとも受講いただきたい講座です。

「21世紀は人権の世紀」と言われているものの、私たちの暮らしのなかには同和問題をはじめさまざまな人権問題が存在しています。人権尊重の精神が根付いた、だれもが住みよいまちづくりを進めていくには、地域社会などあらゆる場で人権尊重を目指した取り組みを進めなければなりません。この講座は、そうした取り組みを支援することを目的に開くもので、人権問題に関する専門的な知識や啓発技術を持った、地域における啓発活動のリーダーとして活躍できる人材(具体的には地区別懇談会などの講師)の育成を目指しています。

熱意と意欲のある皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

日程・内容 表のとおり

時間 午後7時~同8時45分(9月17日は午後1時30分~同4時)

日 程	内 容
7月29日(金)	ワークショップ:最初の一步
8月5日(金)	「同和対策」って何だったんでしょう
8月26日(金)	こんな「地区別懇談会」をやりたい!
9月2日(金)	堅苦しい人権学習にさよなら①
9月9日(金)	堅苦しい人権学習にさよなら②
9月17日(土)	フィールドワーク:差別の現実に学ぶ
9月22日(木)	ワークショップ:やってみようファシリテーター

Eメール:jinken@ma.city.hikone.shiga.jpでも受け付けます

場所 市民会館(9月17日は広野会館)

対象者 市内に在住・在勤の人で、人権問題に自主的に取り組む意欲のある人

募集人員 20人(先着順)

受講料 無料

申込期限 7月15日

申込方法・問い合わせ先 電話またはファクスで受講希望者の住所、氏名、電話番号を園人権政策課 30-6115番、FAX 22-1398番へ。

Eメール:jinken@ma.city.hikone.shiga.jpでも受け付けます

人権啓発リーダー養成講座

住みよいまちづくりへの意欲を行動に...

図書館、各地区公民館、市民会館、ひこね市文化プラザなどにあります。よく読んで応募してください 応募資格 市内か近隣市町に在住の人、または市内の文芸団体に所属する人(応募に際して彦根文芸協会に入会していただきます) 会費 1部門1,000円 締切日 7月31日(郵送の場合は当日消印有効) 投稿先 市立図書館内「彦根文芸協会」(〒522-0001 尾末町8-1) 問い合わせ先 彦根文芸協会会長 大塚やすを 22-4795

ボランティア日本語教師

来日してまだ日が浅く、日常会話もじゅうぶんでない外国人に、ボランティアとして日本語を教える手伝いをしてもらえる人を募集しています。

日時 毎週日曜日10:00~11:30 場所 西地区公民館(本町一丁目) 資格 資格・経験を問わず、日本語指導に情熱を持つ人ならだれでも可。実際に教えながら学びます 申込・問い合わせ先 ボランティア日本語教室スマイル事務局(本田方) 22-9498(FAX共用)

彦根市青年団協議会メンバー

あなたのやりたいことをかたちにしませんか?仲間と計画、準備し、実行することで、得られる充実感をいっしょに味わいましょう。

募集対象 市内に在住、在勤、在学の18歳~30歳くらいの人 活動内容 定例会、荒神山清掃活動、フリーマーケット出店など 申込・問い合わせ先 彦根市青年団協議会(北川方) 090-9048-8593 E-mail:hikonesiseinendan@mail.goo.ne.jp

彦根市では、長期的・総合的なまちづくりの指針として、総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」を策定し、将来都市像「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」の実現に向け、様々な事業に取り組んでいます。この計画は、平成13年に策定し、同22年度ごろまでのおおむね10年を計画期間としています。

この計画のうち、どのような施策を進めるべきかなどを体系的にまとめた部分が「基本計画」です。この基本計画は、策定してから5年を経過し、施策の進展や社会の変化などを踏まえて、見直す時期を迎えています。

彦根市では、平成18年度からの新しい基本計画(後期基本計画)を市民の皆さんとともに策定していくため、「彦根市総合発展計画審議会」の委員を広く募集します。委員の仕事 任期中、10回程度開催される会議に出席し、彦根市総合発展計画の策定に関することについて意見を述べ、審議に参加していただきます。会議への出席には報酬がありません。委員の任期 8月~平成18年3月

ごろまで(おおむね8か月)

応募資格 市内に在住で今年の4月1日現在で20歳以上の人

募集人数 5人程度(申込者多数の時は選考)

応募方法 所定の応募用紙に、応募の動機、彦根ならではのまちづくりについての考え(400字程度)、その他必要事項を記入し、応募用紙の置いてある窓口のいずれか(市役所)のときは企画課)に提出するか、郵送がファクスでお送りください。応募用紙は、園企画課(市役所4階)、情報公開コーナー(市役所1階)、支所・各出張所、福祉保健センター、園障害者福祉センター、各地区公民館、東山会館、広野会館、市立図書館、ひこね市文化プラザ、グリーンピアひこね、ひこね燦はれすにあります。また、彦根市ホームページの応募専用フォームからも応募できます。

応募期限 7月20日(必着)

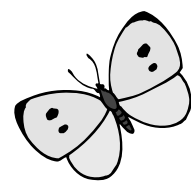
応募・問い合わせ先 園企画課 30-6101番 FAX 22-1398番

ネイチャーアドベンチャー

内容 樹木、草花、昆虫、野鳥、水生生物などの観察 日時 7月24日 9:30~16:30 雨天のときは中止 活動場所 男鬼町(市役所前に9:20までに集合) 対象 小学生以上(小学4年生以下は保護者同伴) 定員 40人(先着順) 参加費 1人500円 持ち物 水筒、タオル、ビーチサンダル、簡易雨具、帽子、筆記用具、虫除けスプレー、おにぎり、箸、皿など その他 必要に応じて市役所から現地への移動手段として公用車を準備しますが、チャイルドシートがついていませんので、6歳未満の子どもが同伴するときは自家用車で現地へ移動してください 申込期間 7月4日~ 申込・問い合わせ先 快適環境づくりをすすめる会事務局(園生活環境課内) 30-6116、FAX27-0395

標本づくり体験教室

内容 植物や昆虫の採集と、その標本の作り方 日時 7月27日 9:00~12:30 雨天のときは中止 活動場所 雨壺山(芹川町)(8:50までに新神社(岡町)に集合) 定員 40人(先着順) 参加費 無料 持ち物 筆記用具、補虫網、虫かご、古新聞、ダンボール2枚、自転車の荷ひも、剪定ばさみ、マジックペン、水筒など 申込期間 7月4日~ 申込・問い合わせ先 快適環境づくりをすすめる会事務局(園生活環境課内) 30-6116、FAX27-0395



明日の彦根をどう描く? 彦根市総合発展計画審議会の委員を募集します

彦根市では、長期的・総合的なまちづくりの指針として、総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」を策定し、将来都市像「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」の実現に向け、様々な事業に取り組んでいます。この計画は、平成13年に策定し、同22年度ごろまでのおおむね10年を計画期間としています。

この計画のうち、どのような施策を進めるべきかなどを体系的にまとめた部分が「基本計画」です。この基本計画は、策定してから5年を経過し、施策の進展や社会の変化などを踏まえて、見直す時期を迎えています。

彦根市では、平成18年度からの新しい基本計画(後期基本計画)を市民の皆さんとともに策定していくため、「彦根市総合発展計画審議会」の委員を広く募集します。委員の仕事 任期中、10回程度開催される会議に出席し、彦根市総合発展計画の策定に関することについて意見を述べ、審議に参加していただきます。会議への出席には報酬がありません。委員の任期 8月~平成18年3月

はくぶつかんへ行こうスペシャル

内容 昔から日本に伝わる「紋」をはさみで切って作ったり、表御殿をそのまま復元した彦根城博物館の木造棟で茶の湯体験をしたりします 日程・対象学年 ▶7月30日 小学1~3年生 ▶7月31日 小学4~6年生 時間 10:00~12:00 定員 各30人(申込者多数の場合は抽選) 受講料 無料 申込期限 7月21日(当日消印有効) 申込方法・問い合わせ先 往復はがき往信の裏に住所、氏名(ふりがな) 学校名、学年、電話番号、自家用車送迎の有無を、返信の表にも郵便番号、住所、氏名をそれぞれ書いて彦根城博物館学芸史料課(〒522-0061 金亀町1-1) 22-6100へ

青年リーダー(LOF)研修

「LOF」は、Lots Of Fun(たくさんの楽しいこと)の頭文字です。「毎日の生活や、自分が住んでいる地域を、もっと楽しくしたい」と思っているあなた。まずはいろいろな体験をしてみましょう。何かを「やってみよう」と思っている人の参加を待っています。

参加資格 15歳~30歳くらいの市内に在住、在勤、在学の人 1回目の活動 内容 仲間づくりレクリエーション(プロジェクト・アドベンチャー体験) ダッチオープンによる調理体験 日時 7月16日 10:00~16:00 場所 園荒神山少年自然の家 参加費 1,000円 2回目の活動 キャンプ・創作活動・ボランティアなど、参加者と話し合いながら決定します 申込・問い合わせ先 園教育委員会青少年課 24-7971、FAX23-9190

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

ふれあいと 対話が築く 明るい社会

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明

るい社会を築こうとする全国的な運動です。青少年の非行防止と更正への援助のため、皆さんの理解と参加をお願いします。

問い合わせ先 社会福祉課 23-9590番 FAX 261768番

講師プロフィール
40代半ばで専業主婦から芸能界入りし、主婦タレントとしてCMなどで活躍中。知的障害のある子どもの母親、おばちゃんCMタレント、銀行マンだった夫と結成した漫才コンビなど、様々な顔を持つ。障害を持つ娘の子育て、右半身がまひした実父の9年間に及ぶ介護を経て、現在は、いつも明るくをモットーに、地域でのお笑いライブ、老人ホームへの訪問イベントなど、活躍の場を広げている。


第55回社会を明るくする運動・青少年健全育成彦根市大会

日時 7月3日 午後1時～同4時
場所 ビバシティ彦根
内容 ビバシティホール


オープensemoteー 県警音楽隊による演奏(1階センタープラザで)

ビデオ放映「Walk Together! いっしょに歩いていこう」
標語・作文 特選者の表彰
作文 特選・入選作品の発表
講演「知的障害の娘と共に、明るくたくましく生きる」
講師 辻イト子さん


第55回社会を明るくする運動 標語と作文 特選作品紹介




【標語・小学生】
岩崎真保さん(鳥居本小6年)
そのきみ!
見て見ぬふりはブーイング
手をさしのべて明るい社会



【標語・中学生】
村田正志さん(東中3年)
一度だけ
そんな行為に
ちよつと待て!



【標語・一般】
藪田勝子さん(開出今町)
どの子にも
叱る勇氣と
ほめる優しさを



【作文・中学校】
橋本彩さん(彦根中3年)
「ほんのすこしのユウキ」

問い合わせ先 教育委員会青少年課 24-7971 FAX 239190番

彦根市青少年育成市民会議賛助会員を募集しています

「彦根市青少年育成市民会議」は、各学区や各地区の青少年育成協議会、青少年育成指導員、警察、教育関係者などから構成される、青少年の健全育成を目的とする市民の会議です。ほかに、子ども会、自治会、各単位PTAなど青少年の健全育成に係る団体が参加し、そうした団体の相互の情報交換や、連絡調整などの役割をしています。また、青少年の団体やグループの活動への支援や、そうした活動への参加の奨励、青少年の非行を防止する活動、青少年の社会環境の浄化を図る活動などを行っています。

彦根市青少年育成市民会議は、今年度から、広く市民の皆さんや、市内の団体から、賛助会員を募集します。市民会議の趣旨に賛同する人から賛助金を募り、市民会議の自主財源として、青少年健全育成にかかわるいろいろな事業や、啓発資料の作成・配布に使わせていただきます。賛助金は、1口5,000円です。賛助会員の皆さんには、市民会議の活動に関する資料などをお送りして、市民会議の情報をお知らせします。入会の方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 青少年課 24-7971、FAX 23-9190

指定管理者による管理運営を予定している施設

施設名	問い合わせ先
男女共同参画センター ウィズ	市市民交流課 ☎30-6113
高宮駅コミュニティセンター 市営中央駐車場 市営南彦根駅前駐車場 市営河瀬駅前西口駐車場 彦根駅前第1自転車駐車場 彦根駅前第2自転車駐車場 河瀬駅前東口自転車駐車場 河瀬駅前西口自転車駐車場	市交通対策室 ☎30-6134
北老人福祉センター 南老人福祉センター 南デイサービスセンター 北デイサービスセンター 佐和山デイサービスセンター グループホームゆうゆう ふたばデイサービスセンター デイサービスセンターきらら 養護老人ホーム金亀荘	市介護福祉課 ☎23-9660
ひこね燦ばれず 夢京橋あかり館	市商工課 ☎30-6119
いろは松駐車場 二の丸駐車場 桜場駐車場 大手前駐車場 本町駐車場 松原水泳場駐車場 俳遊館	市観光課 ☎30-6120
荒神山公園 金亀公園	市都市計画課 ☎30-6124
ひこね市文化プラザ	市生涯学習課 ☎24-7971
市民体育センター	市保健体育課 ☎22-8871

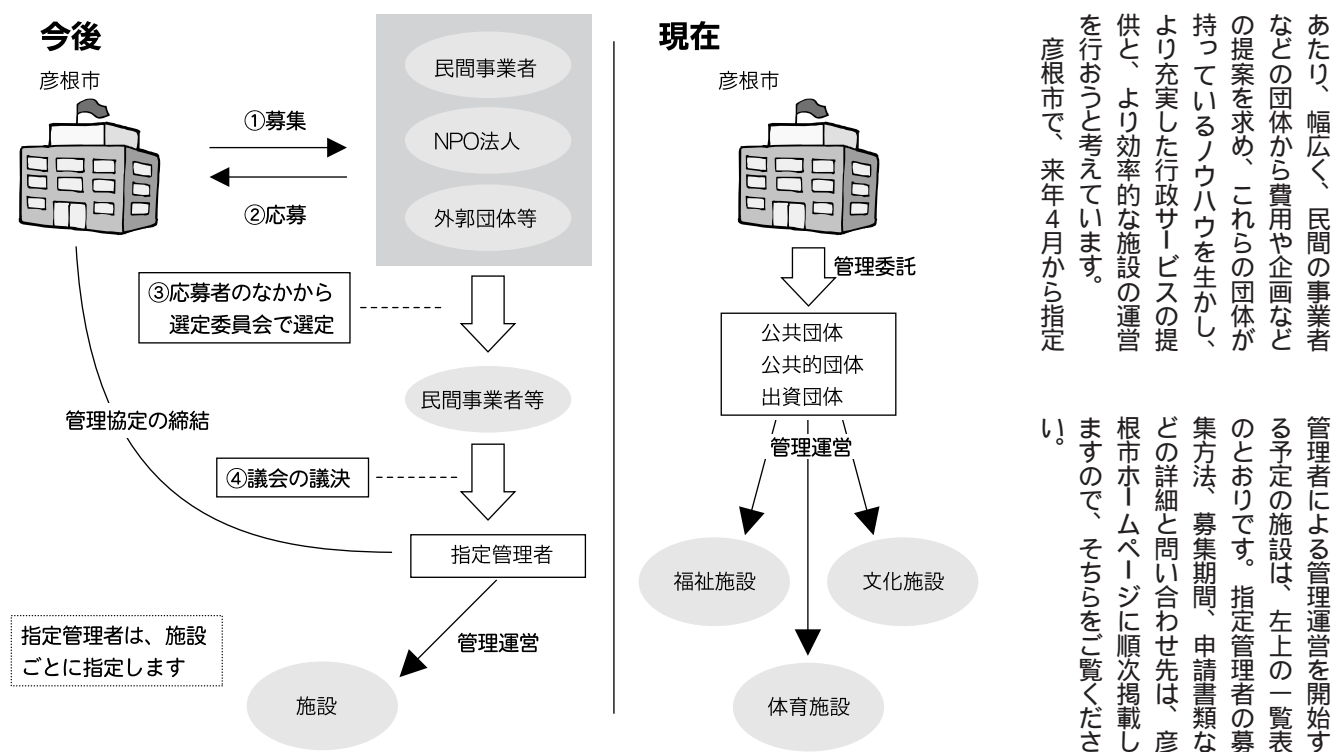
平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、市が設置している文化施設やスポーツ施設、社会福祉施設などの「公の施設」の管理を、「指定管理者」に任せることができる「指定管理者制度」が始まりました。

この制度については、「広報ひこね」2月1日号でもお知らせしていますが、これまでは、「公の施設」の管理については、市が出資している法人や公共団体、公共の団体だけにしか委託することができませんでしたが、今後は、これらの団体に加えて、民間の事業者やNPO法人などの団体を「指定管理者」として、議会の議決を得たうえで、「公の施設」の管理を任せられることができるようになります。

この制度は、施設の管理運営経費の節減とともに、従来以上に質の良いサービスを利用者の皆さんに官と民が協働して提供する事を目指しています。彦根市では、指定管理者を選ぶに

指定管理者制度を導入します

市経営改革推進室 ☎306105番、FAX 221398番



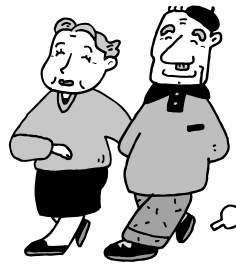
あたり、幅広く、民間の事業者などの団体から費用や企画などの提案を求め、これらの団体が持っているノウハウを生かし、より充実した行政サービスの提供と、より効率的な施設の運営を行うことを考えています。

彦根市で、来年4月から指定

管理者による管理運営を開始する予定の施設は、左上の一覧表のとおりです。指定管理者の募集方法、募集期間、申請書類などの詳細と問い合わせ先は、彦根市ホームページに順次掲載しますので、そちらをご覧ください。

国民健康保険
老人保健

医療費の負担額の
減額制度をご存知ですか



① 入院したときの
食事代の負担額を
減額します

国民健康保険に加入している人や、老人保健法の適用を受けている人で、市民税非課税世帯などの人が入院した場合、食事代の標準負担額を減額する制度があります。

（表1のB、Cに該当する人は、申請が必要です）

表1 入院時の食事代の負担額

区	分	1日当たり標準負担額
A	一般（B、Cのいずれにも該当しない人）	780円
B	市民税非課税世帯などに属する人（Cに該当する人は除く）	過去12か月間の入院期間が90日までの人（長期非該当者） 650円
		過去12か月間の入院期間が90日を超える人（長期該当者） 500円
C	市民税非課税世帯などに属する老齢福祉年金受給者または全員の課税所得が0円の世帯に属する人	300円

申請が必要です

② 70歳以上の人の医療費の
自己負担額を減額します

国民健康保険前期高齢者（国民健康保険に加入している70～74歳の人）や老人保健の適用を受けている人で、市民税非課税世帯などの人の入院・外来での自己負担限度額を減額する制度があります。（表2のとおり）

表2 70歳以上の人の自己負担の上限（月額）

区	分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯の合計）
一定以上所得者	市民税の課税所得が145万円（7月までは124万円）以上の高齢者と、その人と同じ世帯に属する高齢者	40,200円	72,300円+（医療費のうち、361,500円を超えた分の1%） ※ただし、過去12か月間に、3回以上この限度額に達したとき、4回目以降の限度額は40,200円
一般	一定以上所得者・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱのいずれにも該当しない人	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ	市民税非課税世帯の人	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者または全員の課税所得が0円の世帯に属する人 例：年金収入のみの1人世帯では、収入額が約65万円以下	8,000円	15,000円

申請が必要です

現在すでにこれらの減額制度を利用している人は、有効期限が7月31日(日)までとなっています。8月以降も減額の継続を希望する場合は、再度申請の手続きが必要です。

申請窓口

☎保険年金課（市役所1階④番窓口）、支所・各出張所

申請に必要なもの

国民健康保険に加入している人

▶国民健康保険被保険者証、前期高齢者はその受給者証、認め印、長期入院該当者は病院の領収書、継続して申請する人は7月までの認定証

老人保健の適用を受けている人

▶老人保健医療受給者証、健康保険被保険者証、認め印、長期入院該当者は病院の領収書、継続して申請する人は7月までの認定証

問い合わせ先

☎保険年金課 ☎30-6112、
FAX21-2220

市役所が取り組む
市民満足度向上運動
「心づかいの電話対応」

市 人 事 課

彦根市は、今年度と来年度を重点期間として、全庁的な「CS向上運動」を展開します。「CS」は「市民満足度（Citizen Satisfaction）」のことです。民間企業でよく使われる「顧客満足度」と同じ意味です。市の業務に対する市民の満足度を向上させるためには、単に誤りなく事務を執るだけでなく、むだにお待たせしない、受け答えで失礼があったり、不愉快な印象を与えたりしない、など、市民の皆さんが市役所にかかわるすべての面で質を向上させる必要があります。そのため今年度は、まず電話対応について、重点的に取り組みます。2月に行った民間の経営「コンサルタント」による調査では、市の電話対応の実態は60・69点の評価点でした。これは、自治体の標準（50～60点）と同じ程度で、民間企業の営業部門の標準（65～80点）を下回るものです。この調査の結果は、彦根市ホームページに掲載しています。今後は、職員のみならず選出された「CS指導員」「CS推進員」を中心に研修を進め、そ

あなたの個人情報を守る
個人情報保護制度

市 総 務 課

彦根市では、平成15年8月から、市民の皆さんの個人の権利・利益を保護し、公正で適正な行政運営を図るため、「彦根市個人情報保護条例」を施行しています。この条例は、市が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する必要な事項を定めたもので、本人からの請求による自己の個人情報の開示の手続きなどについて規定しています。昨年12月には、国の法律などとの整合を図るため条例の全面改正を行い、今年の4月1日か

の結果を職員全員で実践します。12月には、再度調査を行い、70点以上の評価点を得ることを目標とします。この運動を通じて、一人ひとりの職員がより良い行政サービスを提供することを心がけることにより、例えば「よい情報を得た」、「よい人と接した」という満足を得ていただき、「よいまちに住んでいる」と実感していただくことを目指します。

問い合わせ先 市 人 事 課 30・6106番、FAX22・1398番

新しい条例を施行しました。彦根市の公文書に個人情報がある人なら、だれでも自身の情報について、開示請求などを行うことができます。平成16年度中には、6件の開示請求がありました。今後とも、新しい「彦根市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報を的確に管理し、公正で適正な行政の推進に努めます。

問い合わせ先 市 総 務 課 30・6100番、FAX22・1398番

年金相談の
時間延長を
ご利用ください

滋賀社会保険事務局彦根事務所（外町）では、現在平日の8:30～17:00まで、年金相談を行っています。

また、平日に時間を延長して相談を受け付けたり、土曜日に相談日を設けるなどもしています。

7月、8月の実施日は以下のとおりです。どうぞご利用ください。

平日の時間延長 19:00まで受付
7月4日、11日、19日、25日
8月1日、8日、15日、22日、29日

土曜日の相談日 8:30～16:00に受付
7月9日、16日、8月13日、20日

問い合わせ先 滋賀社会保険事務局彦根事務所
年金給付課 23-1116

情報公開制度を
ご利用ください

市 総 務 課

彦根市では、市民の皆さんの市政への参加を促進し、より開かれた市政を実現するため、平成9年4月から「彦根市情報公開条例」に基づき、公文書の公開を行っています。平成15年6月からは、全面改正した新しい「彦根市情報公開条例」を施行しています。平成16年度中には、「これからの彦根のまちづくりを考える」懇談会アンケート調査票「や

「ひこね市文化プラザのポリーング調査資料」など、30件の公開請求と、107件の行政資料の複写申し込み（有料）がありました。情報公開制度では、国内外、個人・法人・任意団体などを問わずだれでも公文書の公開を請求することができます。今後とも積極的な公文書の公開に努め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進を図ります。

問い合わせ先 市 総 務 課 30・6100番、FAX22・1398番

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
彦 根 朝 市	7月10日(日) 10:00~12:00	夢京橋キャッスルロード ポケットパーク	販売品：新鮮な季節の野菜、卵(いろは松駐車のみ)、漬物など 販売者：彦根朝市組合 ☎農林水産課☎30-6118、FAX24-9676
	7月17日(日) 7:00~8:00	いろは松駐車場	
彦根市ファミリー・サポート・センター 入 会 説 明 会	7月15日(金) 10:00~11:00 14:00~15:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	託児：あり(前日までに予約してください) ☎ファミリー・サポート・センター☎24-3920 (FAX共用) ※彦根市ファミリー・サポート・センターは、育児・介護の援助 をしたい人と受けたい人が有料で助け合う会員組織です 提供会員が不足しています。登録希望の人は、ぜひご参加ください
ひこねエコマーケット 「夢 畑」 ～いらぬものをいる人へ～	7月17日(日) 10:00~14:00 雨天のときは中止	大 手 前 公 園 (金 亀 町)	内 容：リサイクル品、手作りの作品などの市(い)ちから掘り出し 物を見つけてください。 リサイクルステーション(銀座町)☎・FAX26-4810 (問い合わせは、日・木曜日以外の10:00~16:00)
和紙折り紙教室	7月17日(日) 13:00~	自然の布館より一な (河原二丁目)	テーマ：狂言師 講 師：野村和子さん 材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ポンド、竹べら 定 員：30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください) 自然の布館より一な☎23-2035
野鳥の森自然観察会	7月31日(日) 9:00~12:00	多 賀 町 ・ 栗 栖 (8:50に 野鳥の森駐車場に集合)	内 容：芹川の清流に親しむ「水の中の生物の観察」 「樹皮の貼り絵を作ろう」 対 象：子どもから大人まで 持ち物：筆記具、雨具、材料費(300円) 野鳥の森ビジターセンター☎48-0121

新海浜水泳場 今年も開設しません

毎年水泳場を開設している新海浜では、以前から砂浜が浸食され、幅が狭くなるなどの現象が見られました。そのため、現在、滋賀県が砂浜の回復を図る工事をしています。この工事は、11月ごろ完了する予定のため、今年度、新海浜水泳場は開設しません。ご理解をお願いします。問い合わせ先 ☎観光課 30-6120、FAX22-1398

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
こころの健康相談 一 般 相 談	7月8日(金) 13:30~16:30	彦 根 保 健 所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
行 政 相 談	7月11日(月) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎企画課☎30-6117
よ る ず 相 談	7月13日(水) 15日(金) 20日(水) 22日(金) 13:00~16:00	福 祉 保 健 セ ン タ ー 別 館 2 階 相 談 室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821、FAX22-2841
ス ポ ー ツ 相 談	7月13日(水) 13:30~15:00	市 民 体 育 セ ン タ ー	体力測定とコンピュータによる総合評価(体育館シューズを持参し、運動のできる服装でお越しください) 電話かファクスによる予約制(住所、氏名、電話番号を前日の15:00までに下記へ) ☎教育委員会保健体育課☎22-8871、FAX23-9190
登 記 記 相 談 表 示 登 記	7月15日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 ☎企画課☎30-6117
司 法 書 士 無 料 法 律 相 談	7月16日(土) 9:30~12:30	彦 根 勤 労 福 祉 会 館 2 階 研 修 室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談 前日までに電話で予約してください 滋賀県司法書士会事務局☎077-525-1093
人 権 相 談	7月20日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎30-6115
暴力団にかかわる 無 料 相 談 所	7月20日(水) 13:00~16:00	市 民 会 館	交通事故示談・債権取り立て・不動産等の売買・家屋の賃貸等の民事問題・その他因縁をつけての金品の要求など(秘密厳守) ☎企画課☎30-6117
障 害 者 相 談	7月20日(水) 13:30~15:30	障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加など様々な相談 ☎障害福祉課☎27-9981、FAX26-1767
仕事、家庭、人間関係… 男女共同参画ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさまざまな悩みの相談に応じます。 相談専用ダイヤル☎21-5757
男女共同参画ウイズ相談室 こころの悩み相談	7月25日(月) 13:00~16:00		臨床心理士が、こころのさまざまな相談に応じます 予約制(申込は水・木・金曜日13:00~16:00に、ウイズ相談専用ダイヤル☎21-5757へ)
法 律 相 談	8月1日(月) 13:00~15:00	福 祉 保 健 セ ン タ ー 別 館 音 楽 室	予約制(受付は、7月19日(水)午前8:30から先着4人) 相談料：1回500円(相談日当日にお支払いください) 彦根市社会福祉協議会☎22-2821(市内在住者に限ります)
職 業 相 談 ・ 紹 介	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 8:30~17:00	ハローワーク彦根駅前 (旭町 田中ビル2階)	パート・フルタイム・年齢を問わず、どなたでも職業の相談・紹介をしています ハローワーク彦根駅前☎26-8810

— 身近な人権の相談員 — 人権擁護委員制度をご存じですか

市内の人権擁護委員の皆さん

(7月1日現在、敬称略)

氏 名	住 所	電 話 番 号
寺 崎 政 子	野田山町580-41	23-1981
五 味 由 紀 子	後三条町468	23-6144
福 原 寛	本町一丁目7-41	22-8436
松 田 貞 夫	大藪町2014	23-4427
水 谷 壽 男	芹川町919	22-3974
郡 田 喜 子	平田町185-39	23-1152
北 川 良	日夏町1608	25-1041
小 山 壽 子	鳥居本町1332-20	22-5072
馬 場 世 紀	高宮町1888	22-1963
西 村 俊 明	上西川町479	43-3862

人権擁護委員は、人権擁護に関する活動をするため、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された皆さんです。市内でも、左の表の10人の皆さんが委嘱されています。

人権擁護委員は、講演会や座談会の開催をとおり、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動に努めています。また、法務局の人権相談所や、市役所1階の市民相談室、ときには委員の自宅で、市民の皆さんの悩みごとや心配ごとの相談を受けています。皆さんの一番身近な相談相手です。

相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談ください。

問い合わせ先 ☎人権政策課
30-6115、FAX22-1398

彦根市 農業委員会委員 一般選挙

任期満了による彦根市農業委員会委員一般選挙が、次のとおり行われます。

告 示 日 7月 3日
投 票 日 7月10日

選挙権のある人には、告示日以降に投票所入場券を送ります。投票所、投票時間、期日前投票などについては、投票所入場券をご覧ください。

問い合わせ先
☎選挙管理委員会事務局
30-6131
FAX23-4551



まちに響け!舞踏のエネルギー 5年目を迎える夏の彦根のダンスコンテスト

HIKONE DANCE REVOLUTION 舞楽

7月31日 【雨天中止】

第1部 四番町スクエア(旧市場商店街)14:00~16:30
第2部 夢京橋キャッスルロード 18:30~19:30《予定》
今年は、「彦根ばやし総踊り」とは別の日程です。
7月15日 16:00まで、出場者を募集しています。(先着25組)
問い合わせ先 彦根青年会議所 22-7522

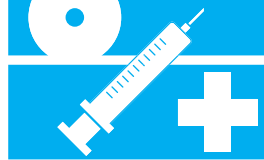
サマージャンボ宝くじ発売

- 1等.....2億円
- 前後賞.....各5,000万円
- 2等.....1億円
- 発売期間:平成17年7月15日(金)から8月2日(火)まで

抽せん日:平成17年8月12日(金)

収益金は市町村の明るい住み良い街づくりに使われます。
(財)滋賀県市町村振興協会 <http://www.ex.biwa.ne.jp/~mltoshiga>





健康管理だより

健康課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870

ひこね元気計画21
マスコットキャラクター



予防接種

—BCG接種—

対象

●接種当日満3か月以上満6か月未満児

日程・対象

実施日	対象
8月17日(水)	平成17年4月30日～5月17日の出生児 上記以前の6か月未満児で未接種児
8月31日(水)	平成17年5月18日～5月31日の出生児 上記以前の6か月未満児で未接種児

受付時間 13:10～14:10

場所 福祉保健センター

※結核予防法の改正により、平成17年4月より定期BCG予防接種は満6か月未満児が対象です。当日満3か月未満または満6か月以上になる月齢のお子さんは受けられません。満6か月以上で定期BCG予防接種が受けられなかった人は、任意接種となり有料になりますのでご注意ください。



がん検診

☆事前に健康課へ電話またはファクスで申し込んでください。
☎24-0816、FAX24-5870
(ファクスでの申込は、希望日時に受付できない場合のみ連絡します)

—子宮がん・乳がんセット—

どちらか一方だけの検診も受けられます

日時(定員)・場所

7月22日(金) 8:50～10:00 (50人)

福祉保健センター

7月26日(火) 13:00～14:00 (50人)

福祉保健センター

8月1日(月) 13:00～14:00 (50人)

福祉保健センター



献血

—成分献血—

成分献血は、血しょうや血小板といった特定の成分だけを採取し、体内で回復に時間のかかる赤血球は再び体内に戻す方法です。そのため体への負担が軽く、多くの血しょうや血小板を献血していただける特徴があります。

日時 8月4日(木)

10:00、11:00、13:00、

14:00、15:00

(各4人ずつ、計20人)

場所 福祉保健センター

※予約制です。7月25日(月)までに健康課へ申し込んでください。

らくらく禁煙相談

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。

日時 7月13日(水) 9:00～11:40

場所 福祉保健センター

定員 6人(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

対象

子宮がん検診 …… 彦根市に住民登録のある検診当日満20歳以上の女性

乳がん検診 …… 彦根市に住民登録のある検診当日満40歳以上の女性

受診回数 医療機関検診も含めて1人について2年に1回(昨年度、市のマンモグラフィによる乳がん検診を受診した人は、今年度の乳がん検診は受けられません)

検診料

子宮がん検診 …… 900円

乳がん検診 …… 1,000円

内容

●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺の中の汚れ度をチェック

●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック

●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

ハローベビー教室

●第1コース(助産師を囲んで)

日時 8月1日(月)13:30～15:30

(受付は13:15～13:30)

場所 福祉保健センター別館2階 集団検診室

対象 妊娠16週以降の妊婦

持ち物 母子健康手帳

●第2コース(歯科健診と歯みがき教室)

日時 8月25日(木)13:30～15:30

(受付は13:15～13:30)

場所 福祉保健センター1階診察室

対象 妊娠16週以降の妊婦

持ち物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

予約受付 7月1日(金)から

※子宮がん検診は、月経中、月経の前後2～3日は避けてください。

※乳がん検診は、月経中、月経の前1週間は避けるほうが望ましいです。(触診でわかりにくいことがあるため)

※ペースメーカーを入れている人、豊胸手術をした人、妊娠・授乳中の人は、市の乳がん検診は適しませんので、医療機関でご相談ください。

がん検診および市民健康診査について、次の人は検(健)診料が無料になります。

(ア) 老人保健法 医療受給者証
または高齢受給者証のある人
(発効期日前のものは無効となりますのでご注意ください)

(イ) 生活保護法による被保護世帯の人
(ウ) 市民税非課税世帯の人

必ず事前に健康課へご連絡してください。



市民健康診査

(基本健康診査・結核健康診査)
肺がん検診・肝炎ウイルス検診)

内容 血圧測定、尿検査、血液検査、内科診察、胸部レントゲン検査、B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス検診など

対象

●基本健康診査 昭和10年(1935)4月2日～同62年(1987)4月1日生まれの人

●結核健康診査(胸部レントゲン検査)

4月1日現在64歳以上の人

※今年度から、結核予防法の改正により、結核健康診査の対象者が変更になりました。

●肺がん検診(胸部レントゲン検査…200円、※たんの検査…700円)
40歳以上で希望者(65歳以上の人は、胸部レントゲン写真は結核健康診査で撮ったものを使用します。)

※たんの検査は該当者のみ

●肝炎ウイルス検診 次のいずれかに該当する人

①4月1日現在39歳、44歳、49歳、54歳、59歳、64歳、69歳の人

②40歳以上で、次のいずれかに当てはまる人

・肝臓病にかかったことや肝機能が悪いと言われたことのある人

動く図書館 たちばな号

巡回日程【7月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
15日	西 清 崎 町 浄 宗 寺	13:30
	亀 山 ニ ュ ー タ ウ ン	14:20
	日 夏 ニ ュ ー タ ウ ン 第 2 期 集 会 所 前	15:10
19日	開 出 今 町 菅 原 神 社	13:20
	蔵 の 町 団 地 中 央 部	14:10
	開 出 今 第 2 団 地 (市立病院前)	15:00
20日	平 田 町 大 沢 高 岸 B 公 園	11:00
	西 今 町 松 田 団 地	13:20
	西 今 町 伊 庭 団 地	14:10
21日	若 葉 小 学 校	15:00
	稲 里 町 公 民 館	13:30
	稲 枝 地 区 公 民 館 前	14:20
22日	千 鳥 ヶ 丘 会 館 横	13:15
	岡 町 東 光 寺 前	14:00
	平 田 町 明 照 寺 前	14:50
26日	大 藪 町 農 業 倉 庫	13:20
	下 後 三 条 説 教 場	14:10
	中 藪 一 丁 目 白 山 神 社	15:00
27日	新 海 町 公 民 館	13:30
	田 附 町 公 民 館	14:20
	本 庄 町 公 民 館	15:10
29日	普 光 寺 町 東 ノ 辻 広 場	11:00
	彦 富 町 公 民 館	13:10
	金 沢 町 公 民 館	14:00
	港 屋 駐 車 場 東 (旧平和堂稲枝店)	14:50

駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日 18日(月)、25日(月)、25日(月)
7月後半

健康管理だより



大きな手術を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血したことのある人で、定期的に肝機能検査を受けていない人
※平成14年・15年・16年に検査を受けた人は対象になりません

日程

実施日	場 所	受付区分
7月11日(月)	稲 枝 商 工 会 館	午前・午後
7月12日(火)	稲 枝 商 工 会 館	午前・午後
7月14日(水)	市立ふれあいの館	午前
7月15日(木)	下 石 寺 町 公 民 館	午後
7月19日(火)	下 西 川 町 自 治 会 館	午後
7月20日(水)	稲 枝 地 区 公 民 館	午前・午後
7月21日(木)	河 瀬 地 区 公 民 館	午前・午後
7月22日(金)	河 瀬 地 区 公 民 館	午前・午後

受付時間 午前…… 9:30～11:00
午後……13:00～14:30

※受診票は個人あてに郵送しますが、届かなかった場合は直接会場へお越しください。受診は年1回です。

※健診料として、料金600円～2,900円が必要です。

※血液検査がありますので、午前中に受けられる場合は朝食を、午後には受けられる場合は、昼食を食べずにお越しください。

※4月1日現在で70歳以上の人は、市内医療機関で健診がありますが、胸部レントゲン検査(結核健康診断)はありませんので、この機会に受診してください。

※健康手帳をお持ちの方は持参してください。受診直前の尿(10ccぐらい)を持参してください。会場にも紙コップを用意しています。

※無料になるときのあります。左ページ下の欄を参照してください。

※主治医がなく、寝たきりで受診できない人および家族の介護が常時必要で受診できない人は、医師による訪問健康診査があります。詳しくは健康課に問い合わせてください。

脳いきいき健やか健診

内容 認知症予防のための健康教室・相談、頭と体の体操、脳の老化度テスト

日時 7月26日(火) 13:30～16:30
※奇数月に実施。開催日は、該当月の広報ひこねをご覧ください。

場所 河瀬地区公民館

対象 65歳以上の人

定員 10人(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

し尿収集予定日 7月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。
収集のときは、バケツ1杯の水をご用意ください。



15日 日夏、亀山地区、稲枝(東)、稲部(稲部)、野良田、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、肥田(西肥田)

19日 日夏、亀山地区、鳥居本地区、柳川、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲部(稲部)、稲里、肥田(西肥田)、金沢

20日 岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、鳥居本地区、亀山地区、稲部(稲部南)、金沢

21日 東沼波、大堀、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、小泉、鳥居本地区、河瀬地区、彦富、稲部(稲部南)

22日 鳥居本地区、河瀬地区、金田、上岡部、下岡部、彦富

25日 古沢、松原(四ツ川を除く)、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区、彦富

26日 高宮地区、河瀬地区、亀山地区、彦富(笹田団地)

27日 高宮地区、河瀬地区、亀山地区

28日 高宮地区、河瀬地区

29日 高宮地区、河瀬地区

この「広報ひこね」は41,150部作成し、1部当たりの単価は15円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。



昨年(2015年)の展示の様子

出展作品募集

第54回 彦根市美術展覧会

会期 9月27日(火)～10月2日(日) 午前9時30分～午後6時
(最終日は午後5時まで)
会場 ひこね市文化プラザ

応募資格 市内および近隣市町(東近江市、米原市、愛知郡・犬上郡の各町、能登川町)に在住か、市内に在勤・在学の人(ただし、中学生以下は除く)
募集部門と会場(作品搬入先)
第1部 日本画Ⅱメッセホール棟2階
第2部 洋画(油絵、水彩画、パステル画、創作版画、イラストなどを含む)Ⅱグラントホール棟第1・第2リハーサル室

第3部 彫刻Ⅱメッセホール棟3階
第4部 美術工芸Ⅱメッセホール棟2階
第5部 書Ⅱメッセホール棟3階
第6部 写真Ⅱメッセホール棟1階
作品の主な規格(詳しくは開催要項にあります)
日本画・洋画Ⅱ 10号以上30号以内(創作版画は10号未満も可)
彫刻Ⅱ 手で移動可能で、水・電気などを要しないもの
美術工芸Ⅱ 壁面はたて・よこ合計2m以内、立体は1辺1・2m以内
書Ⅱ 額装を含めて1・5m²以内、帖・巻子も可

写真Ⅱ 四切以上全紙までのカラーまたはモノクロ、組写真は80cm×1m以内にまとめたもの。デジタル加工などをした場合は出品申込書にその旨を明記
いずれも未発表の作品に限る。額にガラスおよびアクリルを入れなさい。ただし、水彩画・美術工芸・書はアクリルの使用可。
各部とも、陳列にじゅうぶん耐え得る装飾保護設備(額縁、吊り金具、吊りひも、表装など)を施すこと。
出品点数 1部門につき1人1点(写真に限り、1人2点以内)
出品申し込み 出品作品1点につき出品申込書1通と出品料を添えて、各部門ごとの会場へ搬入してください。
出品料 出品作品1点につき500円
搬入日時 9月16日 午前9時30分～午後8時 同17日 午前9時30分～午後5時
搬出日時 10月2日 午後5時30分～同8時 同4日 午前9時30分～午後5時
審査、表彰 彦根市美術展覧会審査員により審査し、優秀な作品を表彰するとともに、「広報ひこね」などに掲載して紹介します。
その他詳細については、必ず開催要項をご覧ください。開催要項と出品申込書は、市役所1階受付、支所・各出張所、広野会館、東山会館、各地区公民館、高宮地域文化センター、みずほ文化センター、市立図書館、ひこね市文化プラザ、各老人福祉センター、障害者福祉センター、ひこね燦ぱれす、グリーンピアひこね、(財)教育委員会事務局(市民会館2階)などにあります。また、彦根市教育委員会ホームページにも掲載しています。
問い合わせ先 (財)教育委員会生涯学習課 24・7971番、FAX 23・9190番

連載コラム②

調査は5年に1回

国勢調査は5年に1回。前回の調査から、どのような変化があったでしょうか。前回調査のあった平成12年を振り返ってみましょう。
〔社会〕2千円札発行。シドニーオリンピック開催、女子マラソンで高橋尚子選手が金メダル。
〔流行語〕おっはー
〔彦根では…〕市立病院起工式。介護保険制度開始、佐和山デイサービスセンター開館。



人口と世帯数

平成17年6月1日現在

人口	110,006人 (+ 55)
男	54,006人 (+ 34)
女	56,000人 (+ 21)
世帯数	40,334世帯 (+ 76)

()内は前月との比較